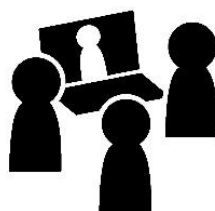


令和4年度（令和3年度分）

定期監査結果報告書

（事務監査）



令和4年11月30日

篠栗町監査委員

# 目 次

監査の概要 .....	1
監査の結果 .....	2
第1 勧告 .....	2
第2 指導 .....	2
第3 意見 .....	4
〔共通事項〕 .....	4
〔各課〕 .....	9
1. 総務課 .....	9
2. 財政課 .....	11
3. 財産活用課 .....	12
4. まちづくり課 .....	14
5. 税務課・収納課 .....	17
6. 住民課 .....	20
7. 健康課 .....	22
8. 福祉課 .....	24
9. 産業観光課 .....	28
10. 都市整備課 .....	30
11. 上下水道課 .....	32
12. 学校教育課 (幼稚園・小学校・中学校) .....	33
13. こども育成課 .....	36

14.	社 会 教 育 課.....	39
15.	会 計 課.....	41
16.	議 会 事 務 局.....	41
17.	監 査 委 員 事 務 局.....	41

## 監査の概要

### 1 監査等の目的

篠栗町監査基準の規定により、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証し、監査することを目的とする。

### 2 監査等の種類

定期事務監査（財務監査、行政監査）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査

### 3 監査等の対象

(1) 令和3年度及び監査実施日までに執行した事務事業

(2) 監査対象の課

総務課 財政課 財産活用課 まちづくり課 税務課 収納課 住民課  
健康課 福祉課 産業観光課 都市整備課 上下水道課 学校教育課（幼稚園・小学校・中学校） こども育成課 社会教育課 会計課 議会事務局  
監査委員事務局

### 4 監査等の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、又は、効果を挙げていること）に行われているか。

### 5 監査等の実施内容

各課の監査資料等の精査及び事業内容等についてヒアリングを実施

### 6 監査等の実施時期

令和4年6月21日～11月30日

### 7 監査等の結果

2ページ以降掲載

# 監査の結果

## 第1 勧告

一般会計、特別会計及び企業会計において、勧告事項はありません。

## 第2 指導

### 1 物品、備品等の検収確認について（学校教育課、全課）

全課での事務処理について、物品を発注した者と物品を受け取る者（検収確認する者）とが同一者であることが多いようである。

このことは、業者に発注したものが、業者と結託し、購入に係る架空の取引を作らせたり、虚偽の納品伝票を作成し、別の物品を購入したりできる環境を作ることにもなり、不正リスクの温床になりかねない。

リスクを事前に防止するためには、物品の発注から納品、検収までのチェック体制をしっかりと整備し、複数の目（ダブルチェック）で確認できるように改善されたい。

## 京セラの経営哲学『人に罪をつくらせない』仕組み作り

京セラの創業者である稲盛和夫氏の著書に「稲盛和夫の実学」があります。この中で経営のための会計学として7つの基本原則を掲げ、その1つとして「ダブルチェックの原則」があります。

この原則は、あらゆる伝票処理や入金処理を複数の人間で行うということです。不祥事の防止策として「コンプライアンス」という言葉が、昨今よく使われるようになりましたが、これを「法令遵守」とだけ形式的に理解すると再発防止には何の役にも立ちません。

決まりだけ守れば良いと理解するのではなく、具体的に何をどうするか内規を決め、確実に実行しなければなりません。

要は一人の人に任せず、必ず二人で牽制し合うということです。

これの背景にあるものは「人に罪をつくらせない」ということです。

そのことに触れた原文を一部紹介します。

「・・・人の心は大変大きな力を持っているが、ふとしたはずみで過ちを犯してしまうというような弱い面も持っている。人の心をベースに経営していくなら、この人の心を持つ弱さから社員を守るという思いも必要である。これがダブルチェックシステムを始めた動機である。だから、これは人間不信や性悪説のようなものを背景としたものでは決してなく、底に流れているものは、むしろ人間に対する愛情であり、人に間違いを起こさせてはならないという信念である。

真面目な人でも魔が差してしまい、ちょっと借りてあとで返せばいいと思っているうちに、だんだんとそれが返せなくなってしまい、大きな罪をつくってしまう。これは、管理に油断があったためにつくらせてしまった罪でもある。よしんば出来心が起こったにしても、それができないような仕組みになっていけば、一人の人間を罪に追い込まなくてすむ。そのような保護システムは厳しければ厳しいほど、実は人間に対し親切なシステムなのである。」

(稲盛和夫の「実学」より)

### 第3 意見

#### [共通事項]

#### 1 事務処理の適正化について

今年、地方自治体において大きな誤送金・誤給付といった問題が発生しています。山口県A町では、新型コロナウイルス対策の給付金事業で4,630万円を誤送金した問題は全国を驚かせました。1人の職員に任せただけで、上司の確認が取れてなかった事など、信じられないことが重なった結果であります。

もう一件は、東京都K区が保育園の補助金を誤って最大で2倍の金額を支給し、総額約5億円を誤給付した問題です。

A町、K区の例は、1人の職員に任せきりにしたことが主な原因です。本町では、こうした大きな問題は発生していませんが、税金という公金を扱う町職員には「他山の石」として、特に大金を扱う場合などは、複数の職員の手を経ることにより、正確な事務執行に努められたい。

#### 2 仕事の業務量に応じた職員の適正配置について (引き続きの課題)

現在、町の業務実施のための主な人員は、正規職員、会計年度任用職員、再任用職員及び包括業務委託に区分され、人件費、業務内容、任用期間、処遇などが異なっている。

効果的な事務の執行のためには、正規職員が担うべき業務を明確にし、その他の職員が担うべき業務を改めて整理して、それぞれの職の特性、メリット・デメリットを十分に理解したうえで、最適な執行体制、人員配置を検討されたい。

本年度の業務監査の中でも、職務内容に応じた人員が配置されていないとの意見が聴かれた。また、依願退職の職員も相当数いるので、この点にも留意されたい。

#### <正規職員（任期の定めのない常勤職員）>

正規職員が取り扱う業務は、「個々の具体的な事例に即して判断されるべきものであるが、典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押え、許認可といった権力的な業務等」が考えられる。

それ以外の業務は、会計年度任用職員や包括業務委託職員などに置き換えることが可能であると考えられるが、長期的な行政のあるべき姿を考え、正規職員が担うべき業務を検討し、整理する必要がある。

また、正規職員は、組織の管理・運営、政策の立案等の業務を担うことになるため、業務の現場を知っておくことが重要となり、新入職員などは、会計年度任用職員や包括業務委託職員が担うような業務も行いながら、能力を高めていくことも必要である。

### <会計年度任用職員>

会計年度任用職員が取り扱うことが可能な業務は、典型的には、「組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押え、許認可といった権力的な業務」以外の業務となる。

行革の視点からは、正規職員との業務の区別が可能で、業務全体の質が保たれるのであれば、正規職員の業務を会計年度任用職員の業務に置き換えていくことは効果的であると考ええる。

また、正規職員と会計年度任用職員とは、給与や処遇面が異なるため、業務内容の違いを合理的に説明できるよう配慮する必要もある。

### <再任用職員>

再任用職員は、正規職員と同様の業務を取り扱うことが可能である。如何にこれまでの経験等を生かし、十分に能力を発揮して働くことができるか検討していくことが重要であると考ええる。

### <包括業務委託について>

包括業務委託は、請負契約であるので、委託業者従業員に対し直接指揮命令が行えない。このため、例えば小中学校の先生の補助を行うような業務については、直接指揮命令が可能な会計年度任用職員等での雇用が適切と考えられる。検討されたい。

また、この契約では、本来は消費税等が課税されない給与等を委託料に含めているため、直接雇用と比較して管理費、消費税等の負担が増えている。

しかし、直接雇用についても、総務課の事務等が煩雑になり、かえって財政負担が増えることも考えられるので、会計年度任用職員で雇用するのか包括業務委託で雇用するのかについては、メリット、デメリットを十分検討して適切な雇用形態を選択されたい。

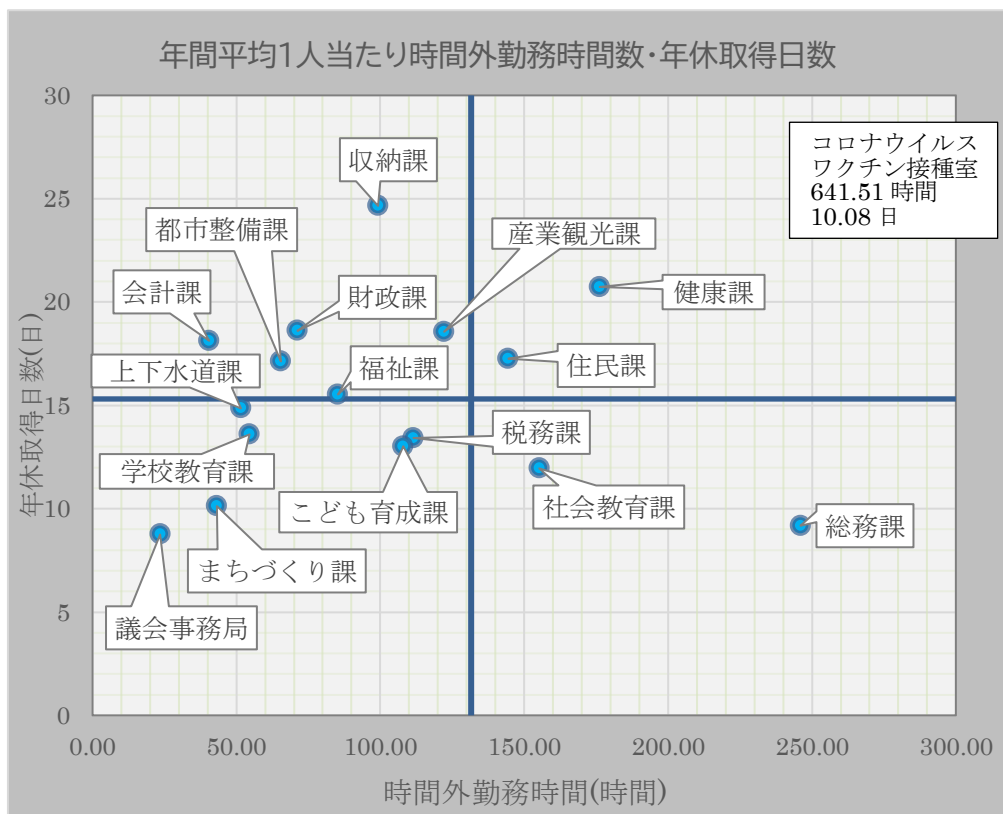
## 3 時間外勤務、年次有給休暇取得及び育児休暇取得の状況について

令和3年度の各課の年間平均1人当たり（管理職、育児休業者を除く職員111人分を集計）時間外勤務時間数及び年休取得日数は、次の散布図のとおりである。

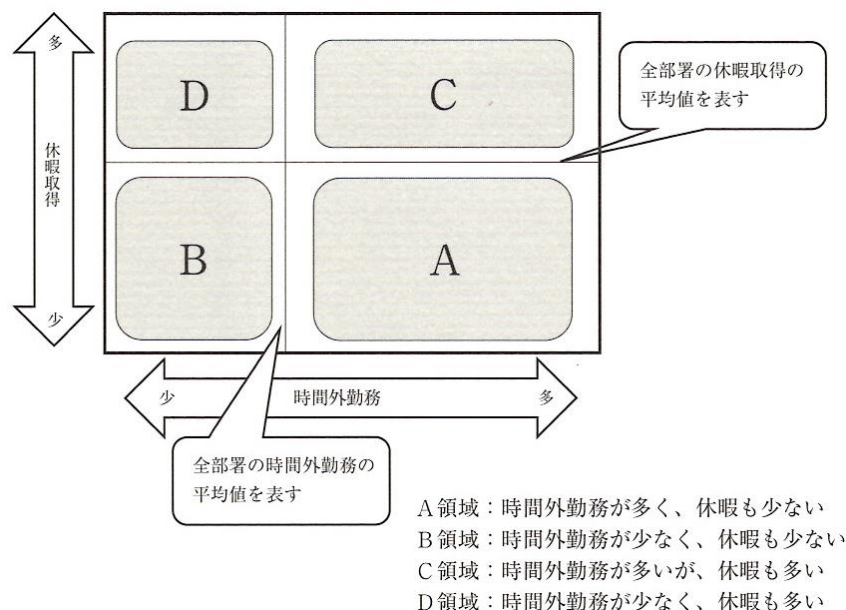
昨年同様、課によってばらつきがあるのに加え、平均年休取得日数は約15日であり昨年度比で約0.5日の微増であるものの、平均時間外勤務が約130時間であり昨年度比で約30時間増加している。原因としては健康課新型コロナウイルスワクチン接種推進室職員の時間外が多かったことが挙げられ、当該分を除けば昨年度同程度の時間外平均となっているが、ワークライフバランスを保つためにも、時間外勤務を減らし、年次有給休暇を取得しやすい環境整備に引き続き努められたい。



また、男女ともに仕事と育児を両立できるよう、育児・介護休業法の改正が行われ、令和4年4月から段階的に施行されている。育児休業の分割取得や夫婦間での交代取得などのほか、男性の育児休業取得促進のための枠組みも創設されている。令和3年度においては、男性の育児休業取得者が対象者5名中1名に留まっているが、令和4年度では関係条例等の整備が行われていること及び男性職員の育児休業の積極的取得に向けて職員通知等がなされているので、町内事業者の模範となるべく、積極的な制度活用に努められたい。



※図の説明です。



#### 4 行かない、書かない窓口の推進について（財産活用課、全課）

##### （1）行かなくてよい窓口

行政手続きの中には、住民がわざわざ窓口に出向かなくても可能な手続きが、多数あると思われるので、手続きのオンライン化を進めて「住民の利便性向上」はもちろん、「職員の業務効率化」も図られたい。

現在、マイナンバーカードを使用したコンビニでの住民票、印鑑証明書の取得が可能となっているが、更に利用範囲の拡大等を検討されたい。

また、スマート申請についても併せて検討されたい。

スマート申請は、各種証明書の交付申請などの手続きを、スマートフォンや自宅のパソコン等から、マイナンバーカードを利用して行うサービスです。証明書は自宅に郵送され、手数料の支払いもクレジットカード等オンラインで可能なため役場に出向く必要がなくなります。

##### （2）書かなくてよい窓口

行政手続きにおいては、住民は、申請窓口ごとに氏名、住所、生年月日などの基本情報の記載を求められることが多い。さらに申請書の様式自体が住所、氏名を複数回、記載させるようなものもある。これでは、時間がかかるし特に高齢者、障がい者の方への負担が大きい。

このため、現在進められている「書かない窓口」を推進し、多くの窓口業務への適用を図られたい。

#### 5 オアシス篠栗送迎バスの地域交通手段としての活用（健康課、福祉課、都市整備課、まちづくり課） **（引き続きの課題）**

現在、バス2台、4コースを運行しているが、現行経費の中で最大対応をされているため、バス停の増設やコース変更については、難しいと考える。

バスの利用者は、一定数いるが、多くの方が利用できる環境にはなっていない。

このため、今後ともバス運行を継続するのであれば、運行体制の検討、利便性の向上、利用者から運賃を徴収する等、担当各課で十分協議され方向性を示されたい。

#### 6 地域施策推進の基本方針（総務課、まちづくり課、社会教育課、関係課）

防災、子育て、福祉及び生活道路等の維持補修など、地域住民にかかわる施策の多くは、地域住民の協力が欠かせないため、区を通じて行われている。

しかし、区や子ども会・シニアクラブ等への住民の参加意識が低下し、加入者が減少している。また、各会の役員も行事や各課からの要請などにより多忙で、人材（担い手）不足の状況にある。

このため、区の地縁団体としての機能が低下しており、区を通じての施策効果も下がってきているように思われる。

一方、地縁によらずに、同好者で行うスポーツや文化活動、社会活動などへ参加する住民は一定程度あるように思われる。

このような中、社会教育課では、社会教育委員等が中心になって立ち上げた「篠栗小学校区づくり実行委員会」など、小学校区毎の組織の活動を支援し、小学校を核とした地域コミュニティづくりを推進している。

しかし、地域コミュニティの基本的な区域は、地縁団体として確立している区であると考えられる。

このため、これらの状況等を踏まえ、区をはじめとする地域コミュニティに対して、令和3年度から地域との情報共有を行うことを目的として係長以下の職員を各行政区に2名ずつ派遣、地域コミュニティには地域学校協働活動推進委員を配置している。

今後、地域にかかわる施策を展開する上で役割分担をし、効果的な繋がりを作るための支援体制や仕組みづくりを検討されたい。

## [各 課]

### 1 総務課

#### (1) 危機管理、防災対応の強化について

近年、全国各地で発生している地震、集中豪雨や台風による風水害など大規模災害において、地域防災力の中核である消防団の活動は極めて重要である。

こうした中、就業形態の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等による消防団員の減少については、全国的な課題となっている。

本町でも防災・減災対策において、消防団活動の充実は必要不可欠であり、持続可能な消防団組織運営に向けて、消防団員の確保対策を推進されたい。

また、地域住民が連携して防災活動を行う自主防災組織において、消防団員が退団後も引き続き地域で中心的な役割を担うことができるよう、人材の育成に注力されたい。昨年度より防災士育成事業支援は評価される。

なお、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」に対する個別避難計画の作成等については、実行性のある計画とされ、関係各課連携し災害対策に取り組まされたい。

#### (2) 地域担当職員制度運用について

第6次篠栗町総合計画において、「地域のニーズや問題点の把握」、「地域からの提案や課題解決連絡体制及び支援体制の構築」、「情報共有による地域間の取組の底上げ」を目的とし、地域担当職員の配置を各行政区に2名（係長級 1名、主事・主査級 1名）を配置し各組長会に出席し、地域のニーズ把握・情報提供等を行う。これにより各区より、組長、体育委員会、区の行事への参加や意見、準備、からサポート等幅広い分野での協力を求められており、会議や休日の行事の参加等、対応が行き届いている。

また、地域課題を解決するために行政とのパイプ役となり、補助金の申請・行政手続き等をサポートされ、今では、なくてはならない存在（組合員の1人となっている）となり大いに評価できる事業である。

#### (3) 非正規職員の処遇改善と必要人員の確保について

非正規職員（嘱託職員・臨時職員）については、令和2年度から会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）に移行した。

会計年度任用職制度は全国統一基準の基で、正職員との処遇の改善を目的としており、本町も条例及び規則により勤務労働条件規定を運用している。

全国町村会や福岡県の基準を参考に、給料基準、休暇制度の整備を行い各手当も拡充を行っている。地域手当、期末手当、退職手当組合に加入し退職手当を職種によっては支給している。また、臨時職員にはなかった通勤手当を費用弁償として支給して

いる。1年毎の任用となるが、前年度の人事評価結果により、翌年度の任用を行う事が可能で、年齢制限も撤廃し各課にてヒアリングを行い予算化している。

非正規職員の処遇改善と必要人員の確保について、改善が行き届いており評価できる。

#### (4) 包括業務委託の今後のあり方について

包括業務委託従事者は、令和4年度で113名が従事している。

現在の評価で、デメリットは直営と比較し、管理費、消費税で不利になる。この問題は致し方のない経費の増だと考える。しかし、同時に正規職員の事務削減に繋がっている。

他のデメリットでは、①正規職員のスキルの低下（委託をしている業務に関して、正職員へノウハウが継承されない。）②作業効率の低下（請負契約のため、委託業者従業員に対し、直接指揮命令行えないことによる作業効率の低下が懸念される。）

この二つのデメリットは、業務内容の選択等に関し委託業者との協議により、解決可能であると考えますので検討されたい。

## 2 財政課

### (1) 中長期財政計画の推進について

地方財政を取り巻く厳しい財政環境の中で健全な町政運営を行っていくためには、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が重要である。

令和4年3月に策定された篠栗町中長期財政計画によれば、計画期間中の収支均衡は図られており、概ね健全な財政運営が行えると考えられる。

一般会計の実質単年度収支は、令和元年度以降黒字で推移している。なお、令和2年度の実質単年度収支は前年度より大幅な減少となっているが、これは篠栗北地区産業団地整備事業へ繰り出し金を支出したためである。

今後も社会保障費やインフラ改修費の増加等で財政運営がさらに厳しいものになると予想される。

歳入においては、ふるさと納税による寄付金を多額に見込んでおり、目標額に達するように全庁的に取り組まれない。

歳出においては、扶助費の増嵩が見込まれるが、事業の不断の見直し・改善により、限られた財源を効率的・効果的に配分されたい。

また、財政状況の変化に応じた見直しも、適宜行われたい。

### (2) 入札契約制度改革について

入札事務については、物品の調達・業務委託の一部や、工事に公募型電子入札が実施されている。

公募型一般競争入札の導入により、相手側の決定がさらに公平公正性が確保されたと評価する。今後も公募型電子競争入札の拡大を図りたい。

### (3) 受益者負担の適正化について

行政サービス（証明書取得、施設利用等）を提供するためには、人件費や施設等の維持管理経費といったコスト（経費）が必ずかかっており、そのコストは住民が納める税金などによってまかなっている。

受益者負担の割合は、令和元年度では篠栗町4.02%、(県平均5.41%)で県平均を下回っている。

受益者負担とは、特定の行政サービス・施設利用によって便益を受ける人が、その経費の一部を負担するという考えです。全ての経費を税金でまかなうと、そのサービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じるため、特定の人だけがサービスを利用し、利益を受ける場合は、手数料や使用料として負担を求め、サービスを利用しない人との負担の公平性を確保することが必要であると考えられる。

さらに、厳しい財政状況を考えると、提供する行政サービスにかかるコストを明らかにし、そのうえで行政が主体となるべきものか、受益者にどの程度の負担を求めるべきかを検討し、受益者負担の適正化を図られたい。

### 3 財産活用課

令和4年度より新設の課で、財産活用係と情報政策係より構成されている課である。

#### (1) 書かない窓口の推進について

書かない窓口は、証明書の請求や住民異動の届出などの際に、申請書や届出書を書かないような体制とすることで「来庁者の手間を省くサービス」となる。

また、書かない窓口は、業務改善に繋がり、来庁者の手続きが簡素になると共に、職員は確認の手間がなくなり事務時間削減になると考えられるので、全庁的な取り組みを推進されたい。

#### (2) 町有施設における長寿命化の検討について

町有財産（建物）は208件あり、今後、本町においても数年間に集中して公共施設の更新時期を迎えるが、限られた予算の中では、短期間での大規模な改修や更新等が困難であるため、対応時期の平準化を図る必要がある。

また、継続して使用する公共施設については、不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進されたい。

#### (3) 駐車場運営に関する見直しについて

平成24年度に立体駐車場の料金見直し議案が提出されたが、廃案となった経緯がある。しかし、それから10年経過し、消費税改正等社会情勢も変化している。

駐車料金については、駐車場の老朽化に伴う更新費用の捻出、公共施設としての適切な受益者負担を考慮し、駐車料金の見直し及び無料時間の短縮等を検討されたい。

#### (4) 公用車の適正管理

車両の安全運行の管理はもちろんだが、運転者の安全運転の意識向上のための講習会なども実施されたい。

また、電気自動車の導入や車両のリース貸与の導入についても、継続し検討されたい。

#### (5) IT化の推進について

出力作業の効率化・出力機器の台数削減・放置プリントの防止のために、今年度よりICカードをかざした「どこでもプライベートプリント」を実施した。目標達成のため今後も活用を図って行かれない。

令和4年に全職員及び学校事務職員にタブレットが配付された。これによりリモー

トワークやペーパーレス会議が実施できる基盤が確立した。全職員が使いこなせるようスキルアップを目指し、同時にD X推進に対する職員間の温度差の解消にも努められたい。

電子化やI T化は行政運営の効率化と町民へのサービスの向上に資すものであるが、I Tを苦手とする方への配慮にも努められたい。



#### 4 まちづくり課

##### (1) ふるさと納税の更なる推進

令和3年度のふるさと納税寄付額は125,938千円で、前年度105,501千円に比べ19.4%増加した。

これは、ポータルサイトの販路を利用し、返礼品を150品に増やしたことなど、まちづくり課による努力の成果と評価する。しかし、寄付額は1億円台であり、まだまだ伸びしろがあるので、今後、篠栗北地区産業団地に進出する企業と連携を図るなどにより、ふるさと納税寄付額の増収確保に努められたい。

一方、糟屋地区内で比較すると寄付額は最下位であるので、ふるさと納税拡大に向けた全庁的な取り組みが必要である。

専従者を配置し、又は外部委託も視野に入れ取り組みを拡大することを検討し、さらなる寄付金の増加を目指されたい。

##### <ふるさと納税の実績>

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	55	357	2,893	8,143	8,878
寄附金額(千円)	1,891	5,150	32,871	105,501	125,938

##### <糟屋地区ふるさと納税による寄付金受入額>

団体名	令和3年度	令和2年度	差額 (R3-R2)	主な返礼品
	金 額(千円)	金 額(千円)	金 額(千円)	
篠栗町	125,938	105,501	20,437	明太子、もつ鍋、おでん
古賀市	524,826	750,645	▲225,819	あまおう、ピエトロ
宇美町	418,869	680,505	▲261,636	あまおう、博多和牛
志免町	785,169	796,713	▲11,544	もつ鍋、明太子
須恵町	579,081	875,646	▲296,565	あまおう、うなぎ
新宮町	3,986,376	3,901,279	85,097	あまおう、一口餃子
久山町	364,380	263,175	101,205	茅乃舎だし
粕屋町	618,271	207,730	410,541	おせち

## (2) 町の情報発信の取組について

媒体名	発行・更新	備考
広報ささぐり	毎月発行	毎月 10,700部発行
ホームページ	随時更新	アクセス数587,977件
Facebook	随時更新	フォロワー1,239人(6/27現在)
Instagram	随時更新	フォロワー 966人(6/27現在)
④ボタン広報誌	随時更新	情報発信件数 156件
LINE	随時更新	友だち数9,107人件(6/27現在)

令和3年度のホームページへのアクセス数は、587,977件で前年より59,422件減少している。各課のタイムリーな情報提供に努め、アクセス数の増を目指されたい。

3年度から始まったKBCテレビでの④ボタン情報、LINEの運用開始については、防災、生活情報がタイムリーに提供され、更なる情報発信に努められたい。

特にLINEは、住民に必要な情報を確実に届けることができるツールであるので、「災害情報の伝達」、「LINEでの相談」、「公的書類発行をLINEで申請」等更なる有効活用を検討されたい。

また、各種予約システムの運用（コロナワクチン、マイナンバーカード受取、健康情報サイト「ぐりなび」）開始については、大いに評価する。

## (3) 篠栗北地区産業団地整備事業に係る収入の確保

篠栗北地区産業団地整備事業は令和2年4月末に工事が完了した。

現在6社進出企業の内、3社が建屋建設中で、令和5年9月グランドオープン予定である。

この事業は、固定資産税や法人町民税の増収、雇用増加、ふるさと納税拡大などの直接的な効果のほか、町内での消費拡大や人口流入などの間接的な効果が大きいと期待される。今後は、町財政の安定的な収入の確保に努められたい。

また、未着工の3社については、早期着工を目指し鋭意交渉に努められたい。

## (4) 協働のまちづくり事業補助金について

協働のまちづくり事業については、事業開始以来10数年が経過し、まちづくりに

対し一定の事業効果があり、当初の目的は達成されたと思われる。近年、コロナ禍の影響もあり活動団体数も減少しており、令和3年度は5団体で予算3,000千円に対して、実績1,217千円となっている。

　　今後は、事業の廃止を含めた見直し等を検討されたい。

## 5 税務課・収納課

### (1) 徴収率の向上について

平成28年に収納課を設置してから、町税の徴収率については年々増加してきた。令和3年度における町税の現年分徴収率は、99.23%となり、前年度に比べて全体では0.72ポイント増加し評価する。

一方、国民健康保険税の現年分徴収率については、93.76%、滞納分は24.73%となり、前年度と比較して現年分1.08%減、滞納分3.01%減、合計で0.94%増となった。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、臨戸訪問、搜索、面談等の制限があり、難しい面もあるかと思われるが、引き続き徴収率の向上に努められたい。

### <町税・国民健康保険税の徴収率の推移>

(単位：%)

区 分		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	対前年度比
町税	現年	99.12	99.11	98.97	98.51	99.23	0.72
	滞納	40.96	38.34	35.25	31.83	44.82	12.99
	計	97.25	97.63	97.60	96.98	97.70	0.72
国民健康保険税	現年	95.08	94.89	92.76	94.84	93.76	▲1.08
	滞納	22.76	18.13	22.67	27.74	24.73	▲3.01
	計	76.24	78.42	78.67	81.82	82.76	0.94

### (2) 電子申告等 I T を活用した申告・納税の推進について

電子申告(e-Tax)は、申告や納税をオンラインで行えるシステムで、I T の活用などにより住民の利便性の向上と行政手続きの簡素化、効率化を図るもので、e-Taxにより、申告、申請・届出等の手続きが自宅等に居ながらインターネットを利用して送信できるようになっただけでなく、納付の手続きについても、自宅等からインターネットバンキングを利用して行えるようになっている。

これは、町の事務負担の軽減にもつながるので、電子申告の積極的な広報・周知、指導等により利用促進を図られたい。

### (3) 納税者の利便性の向上について

納付状況は、コンビニ収納利用人数12,723人(前年1,635人増)、クレジット収納利用476人(91人増)、スマホ収納利用1,723人(422人増)、口座振替収納利用6,743人(107人減)、窓口収納利用4,351人(1,835

人減)である。

従来から行われてきた口座振替、窓口支払いに加えて、コンビニ・クレジットカード・スマホ納付等、納税方法は多様化しており利便性は向上してきている。

町税等の収納額は、納付書での窓口払いも二番目に多い。窓口払いを口座振替等による支払いに切り替えられれば徴収率も確実に向上すると考えられる。

そのためにも、手続きを簡素化するという視点は重要である。特に口座振替の手続きについては、書かない窓口の一環として、窓口で手続きが完結できるように検討されたい。

また、令和5年度から実施されるQRコードを活用した納税方法についても着実に準備されたい。

納税者の利便性の向上には、多くの経費がかかり「費用対効果」も考えなければならぬと思うが、実際、予算書上ではなかなか見えてこない効果やメリットがある。

例えば、納税者が窓口納付に要していた時間が節約されることによる経済効果や、督促が削減されることによる事務負担軽減効果等があると考えられるので、積極的に取り組まされたい。

#### <令和3年度 町税・国民健康保険税の収納方法>

区 分	収納者 (人)		収納額 (円)	
	人数	前年比	金額	前年比
窓口	4, 3 5 1	▲ 1, 8 3 5	819, 717, 641	▲101, 555, 494
口座	6, 7 4 3	▲ 1 0 7	847, 383, 421	▲16, 281, 222
コンビニ	1 2, 7 2 3	1, 6 3 5	544, 664, 776	94, 627, 635
スマホ	1, 7 2 3	4 2 2	94, 181, 785	29, 800, 890
クレジット	4 7 6	9 1	31, 381, 548	5, 916, 948

※クレジット納税は令和4年3月末廃止

#### (4) 滞納処分について

令和3年度の滞納処分については、2年度に比べて件数で96件減少、徴収額も20,665千円減少している。

令和4年2月16日から3月4日に行った宇美町・篠栗町・粕屋町合同期間入札公売会(動産)では落札額は127,970円となっている。

債権差押などその他の滞納処分にあたっては、職員の人件費も含めた費用対効果や滞納防止効果を勘案しながら実施されたい。

<滞納処分実施状況>

区 分	令和3年度		対前年比	
	件数	徴収額 (円)	件数	徴収額 (円)
債権差押	181	6,848,081	▲54	▲7,678,919
不動産差押	1	0	▲31	▲12,564,000
搜索 (臨戸)	1	0	▲11	▲422,000
債務整理	0	0	0	0
計	183	6,848,081	▲96	▲20,664,919

<町税の不納欠損額の推移>

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
件数	240	540	419	285	134
欠損額 (円)	9,368,256	4,996,045	2,767,632	6,302,081	3,745,773

## 6 住民課

### (1) 特定健康診査の受診率向上

特定健康診査は、平成20年度から実施され、平成20年度の受診率は、30.5%、平成28年度は、35.3%、令和3年度は、32.8%（福岡県平均33.8%）であり、まだ受診率は伸び悩んでいる。

1人当たりの医療費と特定健康診査受診者の割合との間に有意な負の相関がみられることから、特定健康診査を受ける人の割合を増やすことは、1人当たりの医療費を減らすことに繋がるので、受診率向上のための最大限の努力を期待する。

糟屋地区の特定健診受診率表（令和3年度）

市町名	篠栗町	宇美町	志免町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	古賀市
受診率	32.8%	23.7%	29.5%	38.9%	32.3%	59.3%	44.1%	34.9%

更なる受診率向上については、受診率の高い自治体の取組状況を精査し効果的な対策を実施されたい。

### (2) マイナンバーカードの普及・活用について

令和4年10月31日現在のマイナンバーカードの交付率は57.52%（18,035人）で、昨年同時期の41.01%から大きく向上し、全国平均51.13%、県平均51.82%、糟屋郡平均55.04%を上回っている。これは休日・夜間も開庁して取り組んでいること、出張申請サポート等による成果と、大いに評価する。

令和4年度末迄にマイナポイント第2弾、マイナンバーカードを活用した行政手続きの利便性を向上させる取り組み等により交付率100%を目指されたい。

マイナンバーの普及状況（令和4年10月31日現在）

市町名	篠栗町	宇美町	志免町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	古賀市
受診率	57.52%	54.90%	51.93%	63.25%	63.33%	49.54%	53.78%	49.46%

### (3) 書かない窓口の推進について

総合窓口による住民の利便性向上に取り組まれているが、まだ手書きによる申請手

続きが多いので、高齢者や障がい者には負担となっている。このため、住民サービスの向上につながる「書かない窓口」を積極的に推進されたい。



## 7 健康課

### (1) 適切な予算執行について

入札執行残や事業変更が生じたこと、事業量の見込みと実績とで乖離が大きかったこと等により、100万円を超える予算の不用額が生じた事案が多く見受けられた。多額の不用額が見込まれる場合は、早めに減額補正を行い限られた財源の有効活用に努めるとともに、予算要求の際の適切な見積額計上に留意されたい。

また、多額の不用額が生じた要因を分析して、必要に応じて次年度以降の予算編成に反映させるよう努められたい。

### (2) オアシス篠栗の利用状況について

令和2年2月末より新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止のため、また、令和4年2月から集団接種会場開設もあり、オアシス篠栗の福祉ゾーンは休館を継続しているため福祉ゾーン（温浴・トレーニングルーム・その他の各室）の利用者は0人である。

デイサービスは利用定員の調整など、新型コロナウイルス感染対策を行いながら実施運営をしている。健康課、社会福祉協議会は感染防止に努めながら、通常業務を実施した結果、のびのびルームは開館できなかったにも関わらず、研修室、会議室・ふれあい工作室・団体室相談室の利用が大幅に増え、利用者は令和2年度と比較すると9,592人（前年比174%）増加した。

長期の新型コロナウイルス感染警報期間中に、感染防止に努め通常の業務を実施されたことを評価する。

また、オアシス篠栗の温浴施設については、現在検討されていると思われるが、引き続き、費用対効果等を勘案し、廃止、他用途への転換を併せて検討されたい。

サテライトオフィスについても、本来の目的に沿った利用ができるように準備を進められたい。

### (3) オアシス巡回バス等について

令和3年度利用者数は、約3万人である。2台のバスで4コースを運行しているがこれ以上の利便性の向上は困難で、利用者も特定の地域に居住されている人に限られるので、経済性、有効性の点から見直しが必要と考えられる。

このため、利便性の向上、利用者の運賃負担による町の財政負担の軽減等を考えると、コミュニティバス、乗り合いタクシー等の導入検討が必要であると思われるが、健康課だけに任せるのではなく、全庁的に取り組む必要があるので、検討されたい。併せて運休曜日の変更も検討されたい。

### (4) オアシス篠栗の計画修繕について

平成12年に開館しすでに20数年が経過している。屋根や外壁の傷みも見受けられる。設備や機器の計画的な更新計画を進めるよう検討されたい。

#### (5) 歯科健診について

乳幼児健診の中で、2歳児歯科健診の受診率が他の健診に比較し低いので、受診率向上に取り組まれない。

ところで、政府は経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針2022」に、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」の検討を盛り込んでいる。

この背景には、歯の健康が全身の健康に直結すると分かってきて、歯科医療が見直されていることがあり、特に注目されているのが予防的な指導やケアである。

例えば歯周病の治療は、糖尿病のコントロールにも良い影響がある。また、噛んだり（咀嚼）、飲み込んだり（嚥下）できる歯と口を維持することは、認知機能の低下を防ぎ、介護予防にも有効だと分かってきている。

歯科健診で口腔内の不衛生、初期の歯周病、滑舌（かつぜつ）の低下、飲食時のむせなどを見つけて、丁寧なブラッシング指導や口腔ケア、嚥下リハビリなどを行うことには意味がある。健診受診者の生活の質が向上し、医療費の効率化にも寄与する可能性もあると言われている。

今後、町としても、健診を受けることで上記のようなメリットがあり、口腔ケアが健康に与える影響などを住民に広く理解を深めてもらう取り組みが重要だと考える。

啓発活動及び国民皆歯科健診の実施に向けた積極的な取り組みを期待する。

#### (6) 健診事業について

特定健診の受診率は、32%程度と低迷している。がん検診についても目標とは乖離している。コロナ禍で困難なところもあるが、引き続き積極的な受診勧奨を行い受診率向上に努められたい。

#### (7) 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、集団接種を長期間、また休日もスムーズに、かつ、安全に接種を実施されたことを評価する。

## 8 福祉課

### (1) 天空会館のあり方

令和3年度の天空会館の利用件数は、151件で約3分の2は、使用料が安い2階部分である。町への使用料収入も4,836,000円と年々減少している。

令和2年、3年度においてエアコンの改修を行ったが、屋根などについても劣化が進んでいる。

今後の大規模修繕等の見込み、利用件数、町が公の施設として天空会館を持ち続ける意義等を考慮し、現在の指定管理委託の期限である令和5年度までに、天空会館のあり方を検討し、廃止も含めた方向性を示されたい。

#### <天空会館利用状況の推移>

年度	死亡届出件数 (住民課)	天空会館 利用件数	使用料収入(円)
28	260	192	8,432,000
29	276	175	7,980,000
30	291	173	8,089,000
元	298	168	6,512,000
2	245	170	4,916,000
3	308	151	4,836,000

#### <葬儀使用室別件数>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1階	66件	68件	68件	44件	33件	43件
2階	118件	96件	98件	115件	115件	99件
4階(展望室)	8件	11件	7件	9件	22件	9件
合計	192件	175件	173件	168件	170件	151件

<天空会館 歳入・歳出の状況>

	平成 16～30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	計
①歳入	159,761,500	6,512,000	4,916,000	4,836,000	176,025,500
②歳出	48,925,545	841,106	16,264,642	15,314,242	81,345,535
差引残					
①－②	110,835,955	5,670,894	△11,348,642	△10,478,242	94,679,965

(2) 災害時要配慮者支援事業について

災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などについて「避難行動要支援者」の名簿が作成されているが、名簿の更新が不十分であると思われるので、災害時の避難行動に支障がないように、適宜更新を実施されたい。

(3) 元気もん調査について

高齢者の要介護（支援）者数は急速に増加している。特に後期高齢者で割合が高くなっている。福岡工業大学と連携実施している「元気もん調査」で、身体の状態や体力、認知機能、口腔状態等を参加者が自らの健康状態を把握し、得られたデータをもとに、介護予防事業や医療費軽減に繋げられるので事業継続支援を強化されたい。

研究の成果については、町民へ積極的な情報発信を行っていただきたい。

また、今後は多くの方がこの調査に参加されるよう告知強化に努められたい。

(4) 福祉ボランティア、介護支援ボランティア

高齢者の一人暮らし者も毎年増加しており、令和3年度は2,123人で住民の6.8%、高齢者人口の27.2%を占めている中、民生委員児童委員、福祉協力員、介護支援ボランティアの支援活動は不可欠である。しかしボランティア会員も高齢化が進んでおり新規会員の募集及び育成に努められたい。

また、行政区で実施されている「いきいきサロン」活動は、高齢者の交流の場や健康寿命延伸等に貢献しているので、今後もこの活動を継続して支援されたい。

(5) 社会福祉協議会への補助金等について

令和3年度は、引き続きコロナ禍の影響により、事業、イベント及びボランティア活動は、中止または縮小となったため、補助金は昨年度とほぼ同じの50,612千円であった。

栗の子保育園に対する今後の大規模修繕等に対する財政支援については、法人の資

金による保育園運営が原則であるので、必要最小限に止められたい。

一方、一時預かり保育が長期にわたり、保育士不足のため実地されていないので、保育士確保及び再開に向け積極的に支援されたい。しかし、保育士不足の中、障がい児保育（14名）は評価できる。

心配ごと相談については、委託事業であるので、事業終了後に事業報告書等を提出させ、事業の執行状況等の確認を実施されたい。

## （6）介護予防事業の推進

令和3年度末の要介護（支援）認定率は、15.2%となり福岡県介護保険広域連合粕屋支部内でも上位に位置しています。

この要介護認定率については、内閣府が公表した「要介護（要支援）認定率の地域差要因に関する分析」（平成30年4月）から次のような点が明らかになっています。

「65歳以上人口に占める75歳以上・80歳以上等人口の割合が高くなると、要介護（支援）認定率は高くなる。一方、運動習慣のある高齢者の割合が高くなると、要介護（支援）認定率は低くなる。また介護予防事業などへの参加率が高くなると、要介護（支援）認定率は低くなり、全国で介護予防事業などへの参加人数が10倍になれば、270億円程度の歳出削減が見込まれる。」

町では、いろんな介護予防事業に取り組まれているが、事業に対する「評価」を行い、目的に向けて実施した一定期間の活動について、その結果が目指していた水準に到達したのかどうか、課題が残ったとすればそれは何かを考え、より効果的な介護予防事業を実施されたい。

また、体を動かす筋肉の量は、40歳くらいから徐々に低下し、60歳代にはピーク時の約70%台まで低下すると言われているので、参加者の年齢については、65歳以上に限定せず、60歳以上の方も参加できる教室も検討されたい。

最終的に事業参加後の受け皿として、自主的な活動に結びつけられるように町として積極的に支援されたい。

### <要支援認定者数>

（令和4年3月31日現在）

	篠栗町	宇美町	志免町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋支部
人口（65歳以上）	31,251	37,275	46,734	29,143	33,814	9,283	187,500
認定者数（人）	1,185	1,457	1,690	1,097	920	388	6,737
認定率（%）	15.2	13.7	15.2	14.2	14.3	15.5	14.6

## （7）町営住宅の今後の計画について

町営住宅については、住宅に困窮する低所得者や被災者への対応等として一定の戸数を確保しておく必要があると考えるが、管理戸数54戸のうち入居戸数は39戸、

災害用空戸が3戸で経年劣化が進み12戸が入居できない状況にある。

平成30年篠栗町公営住宅長寿命化計画において建て替えとされたが、財政状況や他の施設の老朽化との優先順位の兼ね合いにより着手が延期されている。財産活用課と協議され、耐震基準も満たしていない建造物で、生命の危機も懸念されるので早急に対応されたい。

#### (8) 敬老事業のあり方

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染防止のために、飲食を伴う敬老会は中止となり、敬老会補助金は1人2,500円の記念品代助成に変更されたが、この補助金の使途として、個人給付よりは、健康寿命延伸事業、介護予防事業等を実施するための費用として活用したほうが有用であると考えが検討されたい。

また、敬老祝い金の77歳（喜寿）の支給についても、平均寿命が男女とも80歳を超え、「団塊の世代」が75歳を迎えている現状を踏まえ見直しを検討されたい。

## 9 産業観光課

### (1) 日田市上津江の町有林について

令和3年度において立木を含む不動産鑑定を一般競争入札により実施している。

また、本町所有の山林において、保安林に未指定の山林があり現在、水源涵養保持を目的に保安林指定に係る書類を林野庁に提出している。今後、保安林指定がなされる予定である。

このため、保安林指定後、森林の持つ水源かん養機能を維持しながら、篠栗町の財政負担の縮減及び遠隔地のため災害時等の対応に限度があることから売却等を含め様々な方策を検討し、実施していきたい。

＜日田市町有林 20年間（平成14年度～令和3年度）の収支＞

区 分		金 額	内 容
支 出	購入費	87,177,336 円	83.7ha（登記委託料含）
	管理費	75,329,670 円	施業、作業道整備
収入		29,662,043 円	立木販売、補助金
収入－管理費		▲45,667,627 円	

### (2) 森林セラピー事業の推進

森林セラピー事業については、新型コロナウイルス感染防止の影響もあり、一定数の参加者はあるが全体的には、まだ少ないように思われる。新規の参加者を呼ぶため、もっと森林セラピーの健康上の有効性等、積極的な情報発信、参加者がまた訪れたいような魅力あるプログラムの実施、ふるさと納税の返礼品にするなど更なる事業推進に取り組まれない。

＜森林セラピーの参加状況＞

年度	町主催		「森の風・篠栗」主催				合 計	
	記念イベント		特別企画		森林セラピーガイド			
R元	1回	73人	21回	210人	60回	677人	82回	960人
R2	0回	0人	14回	230人	31回	266人	45回	496人
R3	0回	0人	11回	140人	15回	133人	26回	273人

### (3) プレミアム商品券事業について

町内の取扱店で使えるプレミアム商品券については、令和3年度は、新型コロナウ

ウイルス感染症流行の支援施策として30%の上乗せ率で、1人あたり10万円まで、1億円分を抽選により販売した。

このプレミアム商品券の販売は、町内での消費喚起と、町内の中小事業者への支援となっている。大型店での利用割合は48.3%となり、中小事業者への利用割合が増えておりプレミアム商品券の趣旨に沿った運用となってきたと期待する。

更に、購入者の固定化等の問題点も散見されるので、購入者の年代に応じた案内方法、販売方法、支払方法（電子決済他）等幅広い年代の人に購入していただけるような方策を検討されたい。

また、プレミアム商品券を電子化することで、事業者及び購入者双方の利便性も向上するので、併せて検討されたい。

一方、旅館業については、新型コロナウイルス感染防止により、宿泊者が減少（前年度781人減、平成30年度比較14,252人減）し、宿泊促進事業補助金の効果は限定的のようである。引き続き、宿泊促進事業の延長と併せて観光協会との更なる連携をされ、町への宿泊者増の企画を強化されたい。

#### （4）農業の担い手の確保

農事組合加入者223人の内153人が農業に従事されているが、高齢化が進んでいる。収益性の高い施設園芸の推進、特産物づくり、協業化や新規農業起業者への支援など、町としての振興ビジョンを示し、農業を志す若者が将来に希望をもって取り組めるような支援を検討されたい。

#### （5）商工会への財政支援について

- ①商工振興補助金については、毎年度の繰越金等を確認し、補助金の必要性、補助金額の妥当性を検証し交付されたい。
- ②商工会に街路灯維持管理補助金が交付され、観光街路灯26基、一般街路灯150基の維持管理が行われている。しかし、観光街路灯の役割が減少し、今後、水銀灯のLED化を進めていくのであれば、町で一括管理をした方が適切ではないかと思われる。検討されたい。
- ③令和3年度において、町内の商工業者は610人、内会員は438人、組織率は71.8%であり福岡県内では高い方ではあるが、約30%は未加入であるので、引き続き組織率向上のための支援を図られたい。

#### （6）観光協会への財政支援について

- ①運営補助金については、毎年度の繰越金及び事業収入を確認し、補助金の必要性、補助金額の妥当性を検証し交付されたい。
- ②事業収入、特にキャンプ場収入、物販事業収入については、増加が見込めるので、町としても積極的に支援し、運営補助金の縮減に繋げられたい。



## 10 都市整備課

### (1) 旧塵芥処理場の調査と対応方針の策定等

環境整備について重要なことがらでもあり、引き続き、旧塵芥処理場敷地の内外でのダイオキシン類による汚染の有無や建築物の解体費などを調査、把握し、解体時期や跡地の活用（例えば再生可能エネルギー事業での土地活用）などの対応方針を策定していかなければならない。

また、環境省所管の解体費用にかかる補助金についても、確認のうえ解体撤去を検討されたい。

### (2) 道路・側溝・井堰等の整備

道路整備（維持補修）等については、道路パトロールや行政区からの要望書に基づき実施している。

令和3年度では、行政区からの要望が、102件提出されている。

行政区	件数	行政区	件数	行政区	件数
城戸	5	山手	3	山王	1
上町	7	中町	10	下町	2
高田	1	金出	4	萩尾	3
大勢門	2	新町	1	庄	7
尾仲	7	若杉	7	乙犬	13
和田	13	津波黒	7	田中	7
明治	0	池の端	0	ベントナヒルズ	1
津波黒・明治・池の端・ベントナヒルズ			共通	1	

案件に応じ即時対応したもの、計画的に実施するもの、関係機関への進達等に区分し適切な対応がとられている。この点は、大いに評価する。

計画的に点検・補修等を行うことで、トータルコストの縮減、予算の平準化を図り、効率的・効果的な維持管理に努められたい。

また、これだけ多くの要望を処理していくためには、仕事量に応じた人員の配置も必要であると考えるので、検討されたい。

側溝整備では、側溝の耐用年数は20年で、優先順位の高いところより整備している。現在側溝整備計画に基づき千代田・和田両団地の整備を施行しているが、未整備区間が千代田団地426m工事費17,040千円で期間5年を要する。和田団地、高野団地では、未整備区間1,736m、工事費71,320千円で9年の期間が必要である。

当町に年数の経った団地も多数あり、近年雨水による災害が全国的に発生している

ので、できる限り迅速な整備の完了を目指されたい。井堰整備についても同様に対応されたい。

### (3) 公園の管理

公園という公共施設は、子どもにとって、その親にとって、人と人とのふれあいの場であり、遊びの場であり、体を動かし鍛える場である。親子や友だちとのふれあいで育まれる心の成長。おもいっきり遊び、体を動かすことによる体の成長。公園は、発育段階にある子どもにとって大変重要な役割を果たす施設であるということができる。

夏場に、鳴瀬ダム下流公園への訪問者が多く、交通警備委託費で1,356千円を費やしている。

このような状況を踏まえ、上流の「清流公園なるふち平」の利用計画等を早急に検討されたい。

### (4) 空き家対策

令和3年度の空き家等対策計画に基づいた調査では、空き家が303棟あり危険な建屋も相当数あると思われる。

令和4年度より「空き家対策委員会」が発足されたので、実行性のある空き家対策の構築に期待する。

## 1.1 上下水道課

### (1) 施設設備の計画的な更新

水道事業については、第1浄水場、第2浄水場がそれぞれ昭和44年、49年に整備されてから40年以上が経過し、更新の時期を迎えている。

まずは、令和4年度からの第1浄水場の更新事業に計画的に取り組み、早期の供用開始を目指されたい。

また、水道管老朽率は20%で、全国平均の15%を上回っている。総配水管約110kmのうち耐用年数の40年を超えるものが約22kmあるが、この更新費用は、これまでの施工事例から1kmあたり1億円程度がかかるとみられる。

さらに、北地区産業団地の操業が始まれば、なおさら安定的な水の供給が不可欠になる。このため、篠栗町新水道ビジョン(平成31年度)国交省指示、水道アセットマネジメント(平成29年度)国交省指示、水質検査計画(令和3年度)など6種の策定計画に基づき、施設設備を計画的に実施していかれたい。

今後の浄水場・施設更新工事、管路更新工事等の実施に伴う、作業量の増加に対する人員の配置(増員)についても十分検討されたい。

### (2) 上下水道事業の長期的な安定経営

下水道料金は平成29年度に、水道料金は平成31年度にそれぞれ改定し、当面の経営収支の均衡が図られている。

しかし、今後はこれから施設や設備の経年劣化による更新経費の増大が見込まれる。

また、市街化区域の拡大に伴い給水、下水道整備区域が拡大されたため、上下水道の管路を延伸しているため、維持管理費の増加も見込まれる。

人口増加が見込めない中、経営環境は厳しさを増していくと思われるので、長期的な経営計画をもって、適正な時期での施設設備の更新や上下水道料金の見直しを行っていかれたい。

## 1.2 学校教育課（幼稚園・小学校・中学校）

### （1）オンライン授業の推進について

新型コロナウイルス感染症対策もあり、オンライン授業が全国的に展開されるようになってきた。日頃から児童生徒の学習環境を意識しておき、日常の授業実践の延長となるように環境整備を進めておく必要があると考える。

学校では、各家庭のインターネット環境を把握して、Wi-Fi等の通信環境が不十分な家庭からでも参加できるよう、学校の教室を一部開放したり、ポケットWi-Fiを活用することにより、より多くの児童生徒が家庭で学習できる環境の提供を行っていただきたい。

また、家庭学習への支援や宿題についても、既に整備された1人1台のタブレット端末の環境が有効に活用できるようにされたい。

### （2）ICT環境の維持管理と教育の質の向上について

教育ICT化の推進には、令和2年度、3年度にわたり多額の経費が投入され、1人1台のタブレット整備、通信ネットワーク整備、ICT支援員が配置された。

今後、各学校に設置されたICT機器については、適正に維持管理を行い、適切な取り扱いに留意するとともに、これらのツールを使いこなし、児童・生徒にとって魅力ある授業を組み立てることができるよう教員のスキルを高めることが重要である。

また、特別支援学級及び不登校の児童生徒に対しても、ICTの効果的な活用をすることで、児童生徒の学習意欲を喚起し、確かな学力の定着にも繋がると考えられる。

大きな財政投入と継続的な人材投入に見合う成果を上げるため、なお一層のICT化推進体制の強化及び教育研修の充実に取り組まれない。

### （3）発達障害等支援が必要な子どもへの適正な対応及び人員の確保について

小中学校の特別支援学級へ通う児童・生徒数については、今後とも増加が見込まれることから、教室の確保とともに、このような子どもの教育、支援にあたって必要な人員の確保に努められたい。

更に、子どもの特性に合わせた教育を行うため、療育機関とも連携をとりながら適切な教育の推進を図られたい。

<特別な支援を要する園児、特別支援学級の在籍状況>

(毎年 5月1日現在)

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幼稚園 (3園)	園児	(データあり)			49人	38人
	学級数	(データあり)			15	12
小学校 (3校)	児童	89人	116人	151人	167人	171人
	学級数	16	20	24	27	27
中学校 (2校)	生徒	18人	19人	23人	38人	50人
	学級数	4	4	4	6	8
計	園児・児童・生徒	107人	135人	174人	254人	259人
	学級数	20	24	28	33	35

(4) いじめ問題と不登校の対応について

篠栗町生徒指導推進協議会・校長会・教頭会の定例会において、引き続きいじめの積極的な認知と未然防止、早期発見・早期対応、再発防止における組織的対応の徹底に努められたい。

不登校の原因については、学校、家庭及び心身の問題が考えられるが、不登校の児童・生徒に不適切な指導、対応をすると、問題が長期化する恐れがある。

原因に応じた対応を行うため、適切な人材、必要な人員の確保に努められたい。

<不登校の状況>

(年度末)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	不登校	25	12	24
	不登校傾向	40	14	26
中学校	不登校	49	21	29
	不登校傾向	17	14	22
合 計	不登校	74	33	53
	不登校傾向	57	28	48

(令和4年度6月時点)

(5) 教師の欠員補充について

毎年度、各学校において教職員の欠員補充が間に合わなく、現教員数で欠員状況を補っている状態が続き、全教職員への負担が大きくなっている。

福岡県全体での教職員不足が問題となっていることでもあるが、県に対して必要な人員の確保を要望されたい。

(6) 就学援助について

この事業は、援助が必要な家庭に対し入学準備金、学用品費等を支援することにより教育環境の向上に大きく寄与しているので、引き続き保護者への制度周知を図られたい。

また、オンライン授業に必要なWi-Fi等の通信環境が不十分な家庭からでも参加できるよう通信料金の支援についてもこの中で検討されたい。

<就学支援の状況>

(人)

		準要保護者	要保護者	特別支援就学奨励金	入学準備金事前支給者
令和元年度	小学校	362人	37人	52人	45人
	中学校	181人	18人	4人	66人
令和2年度	小学校	361人	35人	76人	58人
	中学校	211人	16人	8人	58人
令和3年度	小学校	338人	39人	75人	36人
	中学校	117人	19人	13人	58人

(7) 教育施設改修計画について

幼稚園、小学校、中学校の多くが、建設から相当の年数が経過し傷みや不具合が散見される。長寿命化計画に基づき適期に改修していかれたい。

篠栗北中学校のプール修繕については、授業や部活動に支障をきたしているので早急に検討されたい。

勢門小学校給食調理室では空調設備の容量不足で、作業時の室内温度が高温になり調理員の健康を損なうばかりでなく、給食の安全・衛生管理にも係わることなので空調設備の増設を検討されたい。

### 1.3 こども育成課

#### (1) 待機児童の解消

令和3年度においては、保育待機児童の解消には至っていなかったが、令和4年度からは、篠栗幼稚園舎の一部を民営保育園に移譲し、届け出保育施設として開園。

また、篠栗駅前に小規模保育施設が開園したことで、0～2歳児の保育受け入れが増加したことにより、令和4年4月1日現在で待機児童は、ゼロとなった。このことは、大いに評価する。

一方、学童保育については、やまばと・たけのこ児童館で待機児童が発生している。どちらもニーズに対し学童保育スペースが不足していることが要因であり、早期の待機児童解消に向け学童保育室の整備を計画的に取り組まれない。

#### <町内各園の入所状況>

認可保育所	入所児童数(人) 令和4年3月末									
	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率	職員数
栗の子保育園	180	9	23	27	34	37	36	166	92%	42
篠栗保育園	90	6	16	18	18	22	21	101	112%	25
勢門幼稚園	120	9	19	23	26	27	26	130	108%	26
やまのこ保育園	90	5	12	23	17	24	25	106	118%	22
合計	480	29	70	91	95	110	108	503	105%	115
認定こども園 (保育部分)	入所児童数(人) 令和4年3月末									
	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率	職員数
あすなろ保育園	88	9	16	21	21	22	22	111	126%	33
キッズドリーム幼稚園	112	6	23	23	29	22	27	130	116%	41
和田幼稚園	50	0	7	11	13	13	13	57	114%	34
合計	250	15	46	55	63	57	62	298	119%	108

#### <待機児童の状況>

保育所 (国の基準による4月1日現在の待機児童)

	2年度	3年度	4年度
待機児童数	72	33	0

### 放課後児童クラブ（4月1日）

	2年度	3年度	4年度
待機児童数	24	0	21

### （2）児童館の指定管理者制度導入について

指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度のことで、地方自治法第244条の2に定められている公民連携の手法の一つである。

指定管理者には、民間事業者として蓄積した技術的な知識があり、こうした指定管理者の企画・自主事業等のアイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の町にはないサービスを提供することも可能となる。

また、指定管理者の選定手続きを公募とすることで、民間事業者間の競争原理に基づき、町の経費縮減に寄与すると思われる。

今回、児童館運営については、エフコープ生協と令和4年9月から指定管理業務が開始され大いに期待する。

一方で、指定管理者が町に代わって公の施設の運営をすることで、町は運営の意識を持ちにくくなる危険性がある。

また、その施設で直接住民に顔を合わせるのは指定管理者であるため、住民の要望が町に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応できない場合もあると考えられる。このため、モニタリングが必要となり、地方自治法第244条の2第7項及び第10項に、設置者として監督責任を次のとおり規定している。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

これを踏まえ、町は住民目線での施設運営を行うとともに、町と指定管理者が理解と対話を深め、公共サービスの質の向上に取り組んでいかれたい。

### （3）ファミリーサポートセンター

令和2年度より町から篠栗町社会福祉協議会に事業所を移管し、久山町も含め事業委託契約を締結し一括運営をしている。



令和3年度の活動実績は199件で、保育開始前後の子どもの預かり・保育施設までの送迎・買い物などの外出の際の預かり等多種多様である。

会員の内訳は「まかせて47人」、「どっちも33人」、「おねがい259人」で需要と供給のバランスがかけ離れている。

この事業の重要な点は、利用者に対する安全・安心の担保と考えるので、これを踏まえたシステム作り、子育て世代への活動の啓発や、利用者増に繋がる施策を検討されたい。

#### (4) 児童虐待について

児童虐待等相談が153件報告されている。専門職が相談を受けていると思われるが、インテーク面接（受理面接）等初期の相談対応は、その後の相談支援に決定的な影響を及ぼす恐れがある。

相談員に対する研修等により更なるスキル向上に努められるとともに、各機関と密な連携を図り、早期の対応に努められたい。

#### 篠栗町の児童相談等業務の現状について（令和3年度）

##### <児童相談種別件数>

（ ）内は前年度

相 談 種 別							計
身体	心理	ネグレクト	性	不登校	発達障害	その他	
15 (40)	18 (9)	10 (23)	4 (0)	3 (5)	11 (10)	92 (41)	153 (128)

##### <通告者別件数>

（ ）内は前年度

相 談 種 別								計
近隣	本人	家族	幼・保	小・中	行政機関	医療機関	その他	
4 (7)	0 (0)	21 (0)	15 (16)	37 (41)	58 (64)	3 (0)	15 (0)	153 (128)

##### <一時保護等件数>

（ ）内は前年度

件数	保護先	備考
9 (6)	福岡児童相談所	

## 1 4 社会教育課

### (1) 適切な予算執行について

入札執行残や事業変更が生じたこと、事業量の見込みと実績とで乖離が大きかったこと等により、100万円を超える予算の不用額が生じた事案が多く見受けられた。多額の不用額が見込まれる場合は、早めに減額補正を行い限られた財源の有効活用に努めるとともに、予算要求の際の適切な見積額計上に留意されたい。

また、多額の不用額が生じた要因を分析して、必要に応じて次年度以降の予算編成に反映させるよう努められたい。

### (2) 指定管理者制度導入の検討について

クリエイト篠栗の施設管理については、業務の単位ごとに契約する業務委託が行われているが、契約が多岐に渡り事務が煩雑であり経済性、効率性に欠けるように思われる。

このため、施設管理と事業運営を一体として行う指定管理者制度の導入を検討されたい。指定管理者制度のメリットとしては、公の施設の管理について、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供が期待できると考える。

図書館についても、同様の検討をされたい。

### (3) 文化事業等の実施

クリエイト篠栗が主催する講座の内容については、定員割れが生じないように町民ニーズにあったものや幅広い世代を対象としたものとなるよう検討されたい。

特に、今般の社会情勢として、SNSの利用は必要不可欠の状況である中、シニア世代の情報格差が大きくなるないように「パソコンやスマートフォンの活用に特化した講座」等検討されたい。

なお、コロナ禍の中、感染防止に最善を尽くされ「はたちのつどい」を二部制で開催されたのは、関係者の努力の賜物と評価する。

### (4) 地域コミュニティづくりについて

令和3年7月より地域学校共同活動推進委員を配置し、地域づくり協議会の担い手の育成の取り組みや、地域と学校の連携体制の強化に向けた、コーディネーターとしての役割を担っており評価する。今後は中学校にも配置し積極的な活動を期待する。

(5) カブトの森公園について

令和4年度より事務所の周辺については、Wi-Fi 接続工事が完了し便利になったと聞き及んでいる。SNSの利用状況を考えると芝生広場や、他の競技場までも接続できるように検討されたい。

テニスコートの予約は、町内と町外に居住の方の予約時期が異なる。町外の方に対しては、利用料金を高く設定しているのであれば、予約開始日時に差異を設ける必要はないと考える、検討されたい。

(6) 図書館の利用について

図書館の利用については、ICTを活用した電子書籍の導入等、利便性を向上させることにより図書館の利用者増を図られたい。

(7) 子ども会加入率低下について

町内での子ども会加入率が、行政区によっては5%台のところもあり、このままだと休止せざるを得ない行政区が出てくると思われる。町、学校、地域で連携し、加入率向上に繋がる施策を検討されたい。

## 1 5 会計課

### (1) 人員の適正配置について

令和4年度から、指定金融機関の業務の一部（窓口受付収納業務を含む）が会計課業務となり、また、指定金融機関からの派遣職員が1名減員となったことにより業務量が増えている。

ところで、山口県A町の4,630万円の誤給付は、人事異動に伴う引継ぎ等に問題があったとはいえ、本町においても教訓とすべき事件である。

通常、忙しいとミスが増えチェック機能も働かなる可能性があるため、職員の適切な配置や適切な業務分担は、重要であると考えます。

「人手が足りない」は大きなリスク要因になりかねないので、適切な人員配置について、検討願いたい。

## 1 6 議会事務局

### (1) 開かれた議会の推進

議会中継が導入されて、8年が経過している。本会議開催日のアクセス数は971件、録画配信のアクセス数は1,172件で詳細は次のとおりである。

本会議開催日のアクセス数（件）

定例会	開会	一般質問	採決	臨時会	本会議
6月定例会	60	164	54	4月臨時会	31
9月定例会	49	141	42	7月臨時会	37
12月定例会	35	84	40	11月臨時会	21
3月定例会	49	105	34	1月臨時会	25

(2) タブレット会議はペーパーレス化が利点の一つであるので、過去の資料が表示できる等のシステムの導入を検討されたい。

## 1 7 監査委員事務局

特に指摘事項無し

## 100パーセント達成でなければ

稲盛和夫氏のフィロソフィ（哲学）の中に「完璧主義を貫く」というものがあります。この完璧主義は、製品づくりだけでなく、会計や計画の遂行においても、稲盛氏は求めています。

すなわち、売上や利益の計画に対して「100%には達しなかったが、95%は達成できたので今回は許してください」という考え方は認めない、ということです。

そのことに触れた原文を一部紹介します。

「・・・また、現代の製造業では、「不良がゼロ」というのが当たり前というほど品質に対する要求は厳しい。それはすべてのプロセスにおいて、完璧な仕事ができない限り実現できない品質レベルである。このように研究開発や製造では、わずかなミスさえ許されずつねに完璧な仕事をもとめられるのである。

ところが経理などの事務職では、間違えば「すいません。直します」ですんでしまう。私はよく経理部長に「事務屋はそれだからいかん」といって怒った。ミスを犯しても消しゴムで直せると思っただけは、完璧な仕事は決してできない。

少々の間違えぐらひは、仕方がないと思う人もいるかもしれない。しかし、投資計画にしろ、採算管理にしろ、基礎となる数字に少しでも誤りがあれば、結局経営判断を間違ってしまう。だから、研究開発や製造部門だけでなく、事務部門においても、真剣に経営しようとするれば、ミスはまったく許されるべきではない。

完璧主義をまっとうするのは難しいことだが、その完璧主義を守ろうとする姿勢があるから、ミスが起きりにくくなる。パーフェクトをめざしても、ミスがゼロになるわけではないかもしれない。しかし、だからといって99パーセント正しければいいだろうということにはならない。99パーセントでも結構だとなれば、今度は90パーセントでも仕方がないということになる。いや、80パーセントでもいいじゃないか、70パーセントでもいいじゃないかとなるだろう。そうすると会社の経営は甘くなっていき、どんどん社内の規律も緩んでいくであろう。・・・」

（稲盛和夫の「実学」より）